

街路樹撤去承認の手続きについて

道路法第24条に基づき、道路管理者以外の者が道路の工事を行う際に、道路付属物である街路樹の撤去が必要である場合、『街路樹の撤去復旧に関する受託事業要綱』に基づき、当該街路樹を所管する公園事務所に申請いただき、承認を得る必要があります。

※道路法第24条に基づく道路工事施工承認については、各工営所にお問合せください。

※承認にあたっては樹木費（撤去する樹木相当の樹木を復旧するとした場合に必要となる費用）を納付していただく必要があります。

手続きの流れ

1 現場立会（事前協議）

撤去樹木の樹種及び本数を確認します。

2 必要書類の作成

- ・ 申請書（様式第1号） 1部
 - ・ 撤去申請樹木費算定表（様式第1号 別紙明細） 1部
 - ・ 撤去工事の位置を示した図面（付近見取図） 3部
 - ・ 撤去工事の詳細を示した図面（現況図及び計画図） 3部
 - ・ 委任状（様式第2号） 1部 ※代理人に委任する場合
 - ・ 道路工事施工承認書の写し
- ※申請書（様式第1号）摘要欄に当該道路を管理する工営所の受付印がある場合は、提出不要。

3 申請（公園事務所に提出）

作成した必要書類を公園事務所に提出してください。

[大阪市行政オンラインシステム](#)から申請していただくことも可能です。

手続き一覧のカテゴリ『都市計画』>『公園・緑化』から『街路樹撤去承認』を選択してください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

※初めて利用される方は、トップページの『新規登録』より利用者登録が必要です。

4 納入通知書の交付・樹木費の納入

公園事務所で申請書を確認後、納入通知書（振込用紙）を交付しますので、樹木費を納入してください。

5 樹木費の納入確認・承認書の交付

樹木費を納入いただいた後、公園事務所に領収書の写しを提出いただくなどして、納入の確認をさせていただきます。確認できた後、承認書を交付します。

6 撤去工事着手

承認書を受領後、撤去工事に着手してください。なお、撤去工事完了後に街路樹の復旧が必要な場合は、撤去工事が完了し街路樹の復旧に着手することが可能となった後、公園事務所に連絡してください。

公園事務所お問合せ先

公園事務所	所管	電話番号
鶴見緑地公園事務所	都島区・旭区・城東区・鶴見区	06-6912-0650
真田山公園事務所	天王寺区・東成区・生野区	06-6761-1770
大阪城公園事務所	中央区・西区・浪速区	06-6941-1144
八幡屋公園事務所	港区・大正区・西成区	06-6571-0552
長居公園事務所	阿倍野区・住吉区・住之江区、東住吉区、平野区	06-6691-7200
扇町公園事務所	北区・福島区・此花区	06-6312-8121
十三公園事務所	西淀川区・淀川区・東淀川区	06-6309-0008

注）区境界部にある街路樹などは上記の所管と異なる場合があります。詳細は公園事務所にお問合せください。

手続きの流れ

